

【両津文化会館】施設利用に際しての予防対策ガイドライン

令和2年6月12日制定

令和2年7月3日改訂

令和2年9月1日改訂

令和2年9月26日改訂

令和2年10月1日改訂

佐渡市教育委員会社会教育課

新型コロナウイルス感染拡大防止と両津文化会館（以下「文化会館」という。）での活動の両立を進めるために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、文化会館内における感染拡大防止対策の基本的な考え方を示すものである。

本ガイドラインは、今後の対応方針の変更のほか、感染拡大の動向等を踏まえ、適宜改定を行うものとする。

1 対策の期間

○10月1日から当分の間

2 感染防止のための基本的な考え方

（1）劇場、音楽堂等に関わる主体

劇場、音楽堂等は、下記の多様な主体が関わり各種の公演又は催事等（以下「公演」という。）が行われる施設とする。

- ・設置者：劇場、音楽堂等の当該文化施設（以下「施設」という。）を設置した自治体等
- ・施設管理者：公演の会場（以下「会場」という。）を含む施設全体を管理する事業者
- ・従事者：当該施設の管理・運営に従事する者（委託等の事業者を含む。）
- ・公演主催者：公演を主催し、当該施設を利用する事業者
- ・公演関係者：公演の開催に関わる出演者及びスタッフ（公演主催者を除く。）
- ・来場者：公演を鑑賞等するために施設に来場する者

施設管理者は、地域の感染状況を踏まえ、新潟県において示される対応方針等に基づき、設置者とも協議の上で施設や利用を再開する。その上で施設の規模や特性、予定される公演等の規模や内容等を十分に踏まえ、公演主催者と相互に協力・連携しつつ、役割を分担し、従事者、公演関係者、来場者への感染を防止するため、必要となる措置を効果的に講ずるものとする。

（2）「三つの密」の回避

劇場、音楽堂等は、感染を拡大させるリスクが高い以下の3つの条件（いわゆる「三つの密」）について、「多くの人々が集う」「屋内施設」として注意すべき要素・リスク

が存在することから、それぞれの施設や公演の特性を理解し、本ガイドラインを踏まえた適切な対応を講じることにより、施設の各箇所において「密」の条件が重なる環境の発生を防止し、感染リスクを軽減させることを徹底する。

- ・ 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ・ 密集場所（多くの人々が密集している）
- ・ 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

（3）リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染（②）のそれぞれについて、従事者、公演主催者及び関係者、来場者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い効果的な感染防止策を講じるものとする。

大規模な人数の移動や県境をまたいだ移動が想定される公演については、集客施設としてのリスク評価（③）及び地域における感染状況のリスク評価（④）も必要となる。また、それらの全国的な移動を伴う大規模な公演、または来場者が1,000人を超える公演については、各都道府県に事前に相談するとともに、各都道府県において示される対応指針等とリスク評価（③④）に基づき、実施の可否や開催方法等について、公演主催者のほか必要に応じて設置者も交えて、その影響と補償等も含めて十分に協議し判断するものとする。

①接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど不特定多数が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン等）には特に注意を要す。

②飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、公演の態様と人と人との距離や位置、方向等を踏まえ、施設内及び会場内で、公演関係者相互、公演関係者（特に出演者）と来場者、来場者相互、施設従事者と来場者等の各間において、舞台上の発声、対面での長時間の会話、大声での呼びかけ、マスクを外す可能性等が頻発する場所等の状況を評価する。

③集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について、公演内容やこれまでの施設の来場実績等に鑑み、評価する。

④地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価する。

3 すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策

施設管理者は、公演主催者と協力・連携し、施設や公演に関わるすべての主体に対し、以下の基本となる感染防止策を周知するとともに必要となる措置を講じるものとする。また、施設管理者及び公演主催者においては、本ガイドラインに従った取り組みを行う旨、ホームページ等で公表することとする。

- ・マスクの原則常時着用
- ・手指の消毒や手洗いの徹底
- ・大声を出さないことの奨励、咳エチケット
- ・相互の社会的距離の確保
- ・換気の励行（従事者、公演関係者等）
- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- ・厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの活用
- ・検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる

※咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状

※PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合

※過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等

4 施設管理者が講ずるべき具体的な感染防止策

施設管理者は、前記の基本的な感染防止策を踏まえ、以下の個々の場面や場所等で必要となる措置も講じるものとする。また、必要に応じて防止策を統括する従事者を指定し、個々の措置を実行できる人的体制を整備する。併せて、感染防止に必要な物品の調達・確保や人的体制の整備に必要な新たな費用や負担について、設置者と事前に協議する。

施設内に複数の会場がある場合（大小ホールなど）や他用途の施設との複合施設の場合、それぞれの関係者の動線ができるだけ交わらないようにゾーニングを講じる。

（1）来場者に向けた周知・広報

本ガイドラインに沿った感染防止対策を講じていることを施設のホームページ等に掲載することにより、来場者等に事前に広報・周知する。

- ・発熱時や体調不良時の来館控え
- ・来館時のマスク着用
- ・施設内での会話の抑制、咳エチケット
- ・入館時の手指の消毒や施設内での手洗いの徹底
- ・施設内での社会的距離の確保
- ・接触確認アプリ等の活用

(2) 従事者に関する感染防止策

①勤務管理

- ・本ガイドラインに定めた感染防止策が実行できるように周知徹底する。
- ・執務エリアでの密集を避けるため、在宅勤務や時差出勤など、ジョブローテーションを工夫して行う。
- ・会議や打ち合わせ等では、対面にならない席配置とするなど、従事者間の感染リスクを低減するよう努める。また、遠隔会議システムも活用も検討する。
- ・執務エリア（含む休憩室、飲食施設、ショップ等）でも事務用品等の共用は避け、不特定多数が触れやすい場所や備品の消毒を定期的に行い、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置する。
- ・公演に直接関与しない従事者は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接触を控える。

(3) 施設内での具体的な感染防止策

①接触感染防止策

リスク評価①を踏まえて、不特定多数が触れる場所を消毒するとともに、手指消毒や手洗いの励行を行う。

- ・施設内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を少なくとも公演等の施設利用の入れ替え毎に行うものとする。
- ・施設の出入口と共用部分（トイレ等）の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置し、不足が生じないよう定期的な点検を行い、必要であれば入口と出口を分けること（一方通行）や出入口数を制限することを検討する。
- ・トイレでは、個人のハンカチ等を使うように掲示等で促す。
- ・貸館受付窓口や飲食店等では現金の取扱いをできるだけ減らす方法を検討する。

②飛沫感染防止策

リスク評価②を踏まえて、社会的距離を確保するとともに、会話等の抑制を図る。

- ・来館者にマスク着用を促すように掲示等で周知する。また、マスクを着用していない場合は個別に注意等を行う。
- ・施設内で整列する場合は、十分な間隔（最低1m）を空けた整列を促すように掲示等で周知する。
- ・対面で接する貸館受付窓口や販売窓口等には、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、購買者等との間を遮蔽する。ただし、飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意する。

※火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。

※同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましい。

③マイクロ飛沫感染防止策

劇場、音楽堂等の公演会場における空気調和設備の機能や方式は、施設形態や建設年代により様々だが、基本的にはいずれも各種法令等により規定の設備が設置されており、この機能を十全に運用し発揮することにより感染防止を図るものとする。

・施設内は、空気調和設備の運用に加え必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を図る。

(4) その他、施設内での感染防止策

①飲食施設、ショップ等

- ・混雑時は必要に応じて入場制限を実施する。
- ・飲食施設やショップ等の入口に消毒液を設置する。
- ・飲食施設では、家族等の一集団と他集団との距離が十分な間隔（最低1m）となるよう各店舗において席の配置を工夫する。
- ・飲食施設に関わる従業員は、特にマスクの着用と手指消毒を徹底する。
- ・物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品や見本品は極力取り扱わないようする。

②清掃・ゴミの廃棄

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・作業を終えた後は、手洗い・消毒を行う。

5 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策

公演主催者が講じるべき具体的な感染防止策は、前記の基本的な感染防止策を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等により詳細なガイドラインも参照とする。以下は施設管理者側からの要請の例示として掲げるものです。

なお、施設管理者は、公演主催者が必要な措置を講じていただけるように事前に十分な協議を行うとともに、公演の際には措置が実際に講じられているかを確認し、必要な措置が講じられていないと認められる場合には、十分な措置を講じるように要請を行う。

(1) 事前調整

公演主催者は、施設に利用申込みを行う時点、若しくは公演概要を検討する時点で、事前にリスク評価（①②③）を踏まえ、以下を含む必要とされる実施概要について施設管理者と協議を行う。

- ・予定されている公演におけるガイドラインを踏まえた防止策について、具体的な個々の措置と施設側及び公演主催者側の役割分担を調整する。
- ・仕込み・リハーサル・撤去において余裕あるスケジュールを設定する。
- ・休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定をする。
- ・来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示され

た対応指針等に基づいて、実施の可否及び実施する際の必要となる感染予防策について対応を検討する。

- ・会議室や練習場等は、大声での発声が伴わない利用については、会場の換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、定員までの利用とする。一方で、条件が担保されない場合は定員を制限する。なお、定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人とが接触しない程度の間隔）を空けるものとする。

- ・公演を中止せざるを得ない事態に至った際の対応や係る費用等の分担について、必要に応じて設置者も交えて確認を行う。

（２）客席の配席（収容率）

- ・来場者の配席については、原則として指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにする。

- ・地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間、想定される観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（収容率 100%以内 最前列席については下段記述参照。）とする。

- ・来場者による大声での歓声、声援、唱和等が想定される公演については、マスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率を 50%以内とする。（異なるグループ間では座席を 1 席（立席の場合は 1m）空けるが、親子等の同一グループ（5 名以内）では座席間隔をあける措置は不要。すなわち、収容率は 50%を超える場合もあり得る。）

- ・また、高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討する。

- ・隣同士の配席とする際には、座席のひじ掛けの使用について、原則、左右いずれかに統一するように要請を行う。

- ・客席の最前列席は舞台前から十分な距離を取ることとし、最低でも水平距離で 2m 以上を設けるものとする。それが困難な場合には、フェイスシールドの着用など距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じるものとする。

（３）公演関係者に関する感染防止策

- ・公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で最低 1m を目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努める。

- ・公演時の出演者を除き、施設内ではマスク着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底する。

- ・楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行い、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置する。

- ・楽屋は密にならないように定員を調整するとともに換気を励行する。

- ・ケータリングにおいては、使い捨ての紙食器を使用するなど、十分な感染防止対策を十分に講じること。

- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。

その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じながら行う。

(4) 来場者に関する感染防止策

- ・来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知し、その際に来場者ができるだけ不利益を被らず、有症状者の入場を確実に防止できるよう、状況に応じてチケットの振替や払戻等の対応策を講じるものとする。
- ・来場者側の自己検温だけではなく、公演主催者側でも会場入場時に検温等の対策講じる。
- ・入退場時の密集回避のため、時間差の入退場や導線の確保、人員の配置等を行うことにより、十分な距離（最低1m）の間隔を保持する。
- ・公演後の出待ちや面会等は控えるように注意喚起を行う。
- ・来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努め、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知を行う。
- ・公演中の携帯電話等の抑制案内は、接触確認アプリの作動を妨げないように「マナーモード」設定を推奨する（携帯電話抑制装置の使用は作動には干渉しません）。
- ・配慮が求められる来場者、障害者や高齢者等については事前に対応策を検討する。
- ・交通機関・飲食店等の分散利用等の公演前後の感染防止について注意喚起を行う。

(5) 会場内での感染防止策

①接触感染防止策

- ・公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行う。
- ・公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置し、不足が生じないように定期的な点検を行う。
- ・物品を介した接触感染を防止するため、入場時のチケットもぎりの簡略化（来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は目視で確認する）等を検討する。
- ・チラシ・パンフレット・アンケート等の手渡しは極力避ける。また、避けられない場合には手袋の着用を徹底する。
- ・公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知を行う。
- ・プレゼントや差し入れ等は控えるよう周知を行う。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- ・来場者や関係者等、それぞれの立入り可能エリアを限定（来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限）する。

②飛沫感染防止策

公演の内容等によるが、原則的には来場者は公演中、一方向を向いての会話等が想定されないことから、公演中もマスク着用を徹底することにより、一定の感染抑制が可能となる。加えて休憩時間や入退場時に密集が発生しないように対策を講じる。ま

た、大声を出すものがいた場合は、個別に注意等を行う。

【公演関係者（特に出演者）⇔来場者間の感染防止策】

- ・感染リスクが高まるような演出（声援を求める、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わない。
- ・来場者の案内や誘導に際しては十分な間隔（最低 1m）を取るとともに、マスク着用に加え必要に応じてフェイスシールド等を着用する。
- ・来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、来場者等との間を遮蔽する。

【来場者⇔来場者間の感染防止策】

- ・客席内ではマスク着用を必須とし、未着用来場者に対しては配布や販売等や、個別に注意等を行うことにより着用の徹底を周知する。
- ・休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設ける。
- ・休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように促す。
- ・休憩時間や退場時の客席からの移動に際しては券種やゾーンごとの時間差とし、滞留を抑制を行う。
- ・休憩時間のトイレや飲食カウンター等では、ロビー等の広さを踏まえて、十分な間隔（最低 1m）を空けた整列を促す。
- ・会場内での食事は、長時間マスクを外すことが想定されますので控えるよう周知する。

（6）その他、物販等

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・物販に関わる関係者は、マスクの着用に加え、必要に応じて手袋やフェイスシールド等を着用する。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。
- ・オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わない。

7 感染拡大への防止策

施設管理者は、感染者が発生した場合に備えて、速やかに保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。また、発生の際には保健所等の公的機関による聞き取りに必要な情報を提供し、保健所の判断により消毒命令が発せられた際には必要箇所の消毒を実行する。

公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議する。

- ・施設管理者は従事者について、公演主催者は公演関係者及び来場者等について、可

能な範囲で氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね2ヶ月間）保持する。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知を行う。

- ・なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄するものとする。

- ・また、発生した感染者等（含む同居者等。）の情報は要配慮個人情報となるため、十分注意取扱いを行う。

- ・施設管理者は、施設内で来場者等から体調不良が訴えられた際の対応について、事前に検討を行い、換気の良い部屋（一時的隔離）や対応する際のフェイスシールド、手袋等の備品を準備する。

- ・従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に検討を行い、自宅待機やPCR検査の受診等の基準を定める。また、同様に感染者発生の際の対応についても公表や公演実施の基準等を定める。